

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和泉市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府和泉市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険の資格・給付・賦課・徴収に関する事務を行っている。 これらの業務を行うにあたって、次の事務において特定個人情報ファイルを利用している。</p> <p>①国民健康保険被保険者資格及び給付の管理 ②国民健康保険税(料)額の通知 ③国民健康保険に係わる証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑥保健事業(特定健診・特定保健指導に係る結果の管理) ⑦国民健康保険料に係る申請又は届出 ⑧資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務 ⑨オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) ⑩公金受取口座情報の利用 (情報連携結果の国民健康保険システム内での個人情報管理は行わず、個別管理とし、申請書を別ファイルに綴じて管理する)</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・国保総合システム ・健康管理システム ・滞納管理システム ・国保データベースシステム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム ・国保情報集約システム <p>※国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という)は、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等 ・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険情報ファイル(2)資格情報(個人)ファイル(3)国保資格取得喪失年月日連携ファイル(4)市町村被保険者ID連携ファイル(5)転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1(30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第2の次の項 (1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第2の次の項(42、43、44、45の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号 <p>(オンライン資格確認の準備業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和泉市市民生活部保険年金室
②所属長の役職名	保険年金室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市総務部総務管財室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市市民生活部保険年金室

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 5②所属長	保険年金室長 宇澤 良一	保険年金室長 川上 秀佳	事後	
平成27年10月1日	I 1②事務の概要	⑥保健事業	⑥保健事業(特定健診・特定保健指導に係る結果の管理)	事後	番号法改正による(9/3成立)
平成28年1月1日	I 1②事務の概要		⑦国民健康保険料に係る申請又は届出	事前	条例改正に伴う
平成27年10月1日	II 1対象人数	平成26年10月1日時点	平成27年10月1日時点	事後	
平成27年10月1日	II 2取扱者数	平成26年10月1日時点	平成27年10月1日時点	事後	
平成28年8月1日	I 1③システムの名称		・住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
平成29年4月1日	I 2③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・国保総合情報システム ・健康管理システム ・滞納管理システム ・国保情報データベースシステム ・退職被保険者等振替システム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・国保総合情報システム ・健康管理システム ・滞納管理システム ・国保情報データベースシステム ・退職被保険者等振替システム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム ・国保情報集約システム 	事前	
平成29年2月1日	I 3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(番号法)第9条第1項 別表第1(30の項)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1(30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(42の項)	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第2の次の項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第2の次の項(42、43、44、45の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 	事後	
平成29年4月1日	I 1②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 特定個人情報ファイルは、国民健康保険法その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 <ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者資格及び給付の管理 納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知 国民健康保険に係わる証明書の発行 国民健康保険者台帳の照会 情報提供に必要な情報を「副本」として保持する 保健事業(特定健診・特定保健指導に係る結果の管理) 国民健康保険料に係る申請又は届出 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 特定個人情報ファイルは、国民健康保険法その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 <ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者資格及び給付の管理 納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知 国民健康保険に係わる証明書の発行 国民健康保険者台帳の照会 情報提供に必要な情報を「副本」として保持する 保健事業(特定健診・特定保健指導に係る結果の管理) 国民健康保険料に係る申請又は届出 資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月1日	I 1③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・国保総合情報システム ・健康管理システム ・滞納管理システム ・国保情報データベースシステム ・退職被保険者等振替システム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム ・国保情報集約システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・国保総合システム ・健康管理システム ・滞納管理システム ・国保情報データベースシステム ・退職被保険者等振替システム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム ・国保情報集約システム <p>※国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という)は、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	事前	
平成29年4月1日	I 2特定個人情報ファイル名	(1)国民健康保険情報ファイル	(1)国民健康保険情報ファイル(2)資格情報(個人)ファイル(3)国保資格取得喪失年月日連携ファイル(4)市町村被保険者ID連携ファイル(5)転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I 4②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第2の次の項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第2の次の項(42、43、44、45の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第2の次の項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第2の次の項(42、43、44、45の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条 	事後	
平成29年12月1日	I 1②事務の概要	②納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知	②国民健康保険税(料)額の通知	事後	
平成31年3月1日	II 1対象人数	平成27年10月1日時点	平成31年3月1日時点	事前	
平成31年3月1日	II 2取扱者数	平成27年10月1日時点	平成31年3月1日時点	事前	
平成31年3月1日	I 5②所属長の役職名	保険年金室長 川上 秀佳	保険年金室長	事後	様式変更による
平成31年3月1日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	I 1③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・国保総合システム ・健康管理システム ・滞納管理システム ・国保情報データベースシステム ・退職被保険者等振替システム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム ・国保情報集約システム <p>※国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という)は、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・国保総合システム ・健康管理システム ・滞納管理システム ・国保データベースシステム ・退職被保険者等振替システム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム ・国保情報集約システム <p>※国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という)は、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I 1②事務の概要	<p>・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</p> <p>①国民健康保険被保険者資格及び給付の管理 ②国民健康保険税(料)額の通知 ③国民健康保険に係わる証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑥保健事業(特定健診・特定保健指導に係る結果の管理) ⑦国民健康保険料に係る申請又は届出 ⑧資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務</p>	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険の資格・給付・賦課・徴収に関する事務を行っている。</p> <p>これらの業務を行うにあたって、次の事務において特定個人情報ファイルを利用している。</p> <p>①国民健康保険被保険者資格及び給付の管理 ②国民健康保険税(料)額の通知 ③国民健康保険に係わる証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑥保健事業(特定健診・特定保健指導に係る結果の管理) ⑦国民健康保険料に係る申請又は届出 ⑧資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務 ⑨オンライン資格確認等システム稼動に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I 1③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・国保総合システム ・健康管理システム ・滞納管理システム ・国保データベースシステム ・退職被保険者等振替システム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム ・国保情報集約システム <p>※国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システムという)は、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・国保総合システム ・健康管理システム ・滞納管理システム ・国保データベースシステム ・退職被保険者等振替システム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム ・国保情報集約システム <p>※国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システムという)は、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等 	事前	
令和2年7月1日	I 3個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1(30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1(30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I 4②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2の次の項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2の次の項(42、43、44、45の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条 	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2の次の項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2の次の項(42、43、44、45の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条 <p>(オンライン資格確認の準備業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	事前	
令和2年7月1日	I 5①部署	和泉市生きがい健康部保険年金室	和泉市市民生活部保険年金室	事後	
令和2年7月1日	I 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市生きがい健康部保険年金室	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市市民生活部保険年金室	事後	
令和3年3月1日	II 1対象人数	令和2年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事前	
令和3年3月1日	II 2取扱者数	令和2年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 1③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・国保総合システム ・健康管理システム ・滞納管理システム ・国保データベースシステム ・退職被保険者等振替システム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム ・国保情報集約システム <p>※国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システムという)は、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・国保総合システム ・健康管理システム ・滞納管理システム ・国保データベースシステム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム ・国保情報集約システム <p>※国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システムという)は、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 4②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第2の次の項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第2の次の項(42、43、44、45の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条 <p>(オンライン資格確認の準備業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第2の次の項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第2の次の項(42、43、44、45の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条 <p>(オンライン資格確認の準備業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	事後	
令和4年3月1日	II 1対象人数	令和3年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月1日	II 2取扱者数	令和3年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	I 1②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険の資格・給付・賦課・徴収に関する事務を行っている。</p> <p>これらの業務を行うにあたって、次の事務において特定個人情報ファイルを利用している。</p> <p>①国民健康保険被保険者資格及び給付の管理 ②国民健康保険税(料)額の通知 ③国民健康保険に係わる証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑥保健事業(特定健診・特定保健指導に係る結果の管理) ⑦国民健康保険料に係る申請又は届出 ⑧資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務 ⑨オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p>	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険の資格・給付・賦課・徴収に関する事務を行っている。</p> <p>これらの業務を行うにあたって、次の事務において特定個人情報ファイルを利用している。</p> <p>①国民健康保険被保険者資格及び給付の管理 ②国民健康保険税(料)額の通知 ③国民健康保険に係わる証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑥保健事業(特定健診・特定保健指導に係る結果の管理) ⑦国民健康保険料に係る申請又は届出 ⑧資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務 ⑨オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) ⑩公金受取口座情報の利用 (情報連携結果の国民健康保険システム内での個人情報管理は行わず、個別管理とし、申請書を別ファイルに綴じて管理する)</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	I 1③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・国保総合システム ・健康管理システム ・滞納管理システム ・国保データベースシステム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム ・国保情報集約システム <p>※国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という)は、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム ・高額療養費システム ・国保総合システム ・健康管理システム ・滞納管理システム ・国保データベースシステム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW ・住民基本台帳ネットワークシステム ・国保情報集約システム <p>※国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という)は、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等 ・電子申請機能 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	I 4②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第2の次の項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第2の次の項(42、43、44、45の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条 <p>(オンライン資格確認の準備業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第2の次の項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第2の次の項(42、43、44、45の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号 <p>(オンライン資格確認の準備業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	事前	